

魅力ある農業を目指して

田原本町を代表する農作物である「味噌いも」が、東京・白金台にあるレストラン「CIELLET SOLL」のメニューに使われていることに、大変喜びを感じています。さらに、地元で生産されたイチゴ「古都華」も使われていると聞いており、町の農作物は質がよく、おいしいという評判が東京にも広まっていると感じています。

農業は町の重要産業であり、農地が占める割合は町面積の42%です。広大な農地を活性化させるためにも、魅力的な施策が必要です。第一には、農作物に高い付加価値をつけ、消費者にPRすることです。そのためには町の農業そのもののブランド力を向上させる必要があります。多地区の集落営農組合が6次産業化を進めて、地元産の小麦で作ったうどんなどを道の駅で販売し、好評を得ている事例があることから、行政だけでなく、農業者の皆さんとともに、町の推進物を普及させていきたいと思っています。

併せて、優良な農地を守るための施策も必要です。未整備の農道、水路などの整備や老朽化施設の更新を



田原本町長 森 章浩

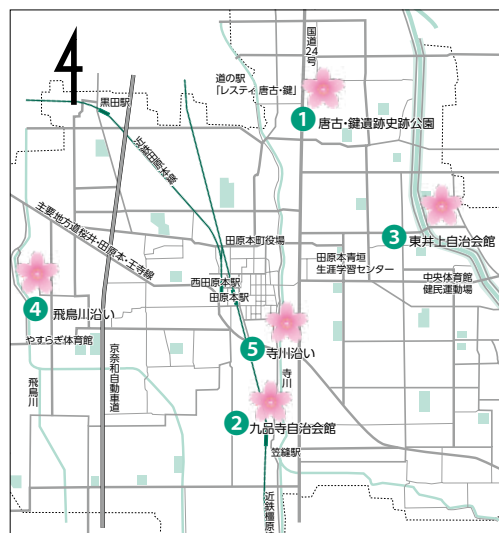
進めていきます。また平成30年度に特定農業振興ゾーンとして県から指定された、法貴寺地区と八田地区には、今後施設整備など重点的に行われるプランが示される見通しです。さらに、イチゴやホウレンソウなどの高収益作物の生産をサポートすることで、農業者の所得向上につなげたいと思います。他にも、磯城野高校に町の農作物を提供することで、生徒たちが苗作りやプリン作りなど、さまざまな活動を始めています。この取り組みは農作物のPRのみならず、未来を支える若い担い手の農業技術の向上にもつながっているのです。他の高校や大学などにも広げたいと考えています。

田原本町の農業には発展の可能性がまだまだあります。さまざまな施策を講じ、その魅力を県内、そして全国へ積極的に発信していきたいと考えています。

桜の名所を 紹介します

町内の桜の名所や、町内で行われる桜祭りの一部を紹介します。

春の日よりに誘われて、桜を見に出かけてみてはいかがでしょうか。



①唐古・鍵遺跡史跡公園

サクラまつり

日時 3月26日(火)～4月7日(日)

午前9時～午後8時

内容 桜のライトアップ(日没～午後8時)、露店出店予定(土・日曜日のみ)

園 唐古・鍵遺跡史跡公園

☎ 34-5500



②九品寺自治会館前

九品寺自治会桜祭り

日時 3月31日(日)

午前11時～午後2時

内容 模擬店、餅の振る舞い(振る舞い餅はなくなり次第終了)

園 桜祭り実行委員会

土井/☎ 33-0119



③東井上自治会館前

東井上・西井上自治会桜祭り

日程 4月7日(日)午後4時～(予定)

内容 地域活性化のための桜祭りです



④飛鳥川沿い



⑤寺川沿い

2019年度分

タワラモトタクシー利用券の 申請受付を開始します

タクシーを利用する際に初乗り運賃分を補助するチケットを交付する「タワラモトタクシー利用料金助成制度」の2019年度分の申請受付を開始します。

通院や買い物、イベントへのお出かけなど、用途に関係なく利用可能で、本人以外の人も同乗できます。

☎ 総合政策課 ☎ 34-2083



対象・発行枚数

対象者（下記のうちいずれか1つ選択）	発行枚数
70歳以上の人	24枚
身体障害者手帳1級または2級を有する人	12枚
療育手帳A1またはA2を有する人	12枚
自主的な移動が困難であることを証する書面を有する人（※）	12枚
出産予定があり母子健康手帳の交付を受けた人	24枚
就学前の児童	24枚

（※）障害・疾病などにより移動が困難（2ヵ月以上にわたり継続することが見込まれるもの）であることの証明書を医療機関で受けてください。

証明書の取得費用は本人負担となります。

申請方法

下記の「手続きに必要なもの」を持参し来庁してください。役場に備え付けの申請用紙に記入し、本人確認書類を提示してください。申請書や委任状などは町ホームページからも入手できます。



▲町ホームページ

手続きに必要なもの

本人が申請に来る場合

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・対象者に該当することを確認できる手帳や書類

本人以外が申請に来る場合

- ・委任状（任意の様式可）（※）

同居の親族が申請に来られる場合でも委任状は必要です。

- ・来庁者と本人双方の本人確認書類
- ・対象者に該当することを確認できる手帳や書類

（※）対象が就学前の児童などの未成年者の場合は、原則保護者による申請のため委任状不要。

受付日時・場所

日時	3月19日(火)～5月31日(金)	6月3日(月)～
	午前8時30分～午後5時 (土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)	
場所	町役場1階 アトリウム内	町役場2階 総合政策課

利用方法

- ① タクシーを配車、乗車時…「タワラモトタクシーの利用券を使います」と伝える。
- ② 目的地に到着したら…料金支払時に登録証と利用券（切り離さない）をドライバーに渡す。
- ③ ドライバーが利用券を1枚切り離し返却。
- ④ 運賃から初乗り運賃を差し引いた金額を支払う。

利用可能期間など

期間 4月1日(月)～2020年3月31日(火)

日時 月～土曜日 午前8時～午後6時

(日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

※町内での利用、または発着のいずれかが町内となる場合のみ利用できます。

※余った利用券を返却していただく必要はありません。

利用券が使えるタクシー事業者

タクシー会社（50音順）	電話番号
グリーン交通	☎ 32-9000
田原本タクシー	☎ 0120-32-6782
西村タクシー	☎ 32-2143
富士タクシー	☎ 0120-32-6782